6　法第七十条の二第二項第六号イに規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第四十条の六第五項中「農業委員会等に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第八十八号）」を加え、「次条」を「第四十条の七」に改め、同条第八項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「若しくは養畜の事業を」を「又は養畜の事業を」に改め、同条第九項に次の一号を加える。

四　農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある農地等について、農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）のために譲渡をした場合、同条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号に定める事業（同号ハに掲げるものを除く。）及び同項第二号に定める事業に限る。）のために譲渡をした場合又は同法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をした場合（これらの譲渡をした受贈者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たす場合に限る。）

イ　これらの譲渡をした日において六十五歳以上である受贈者　法第七十条の四第一項本文の贈与に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限から当該譲渡をした日までの期間（ロにおいて「適用期間」という。）が十年以上であること。

ロ　イに掲げる受贈者以外の受贈者　適用期間が二十年以上であること。

第四十条の六第十六項第一号、第二十六項及び第四十四項中「この条」を「第七十条の五」に改め、同条第四十六項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第七十条の四第二十一項に規定する貸付けができない場合として政令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が法第七十条の四の二第二項各号に定める要件のいずれをも満たさない場合、法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受けようとする農地等が次に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者（第五十四項において「猶予適用者」という。）に該当する受贈者にあつては同条第一項各号に掲げる貸付けの申込みを行つた日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該一年を経過する日まで引き続き当該貸付けの申込みを行つている場合に限る。）とする。

第四十条の六第四十六項第一号中「第七十条の六の二第一項第一号」を「第七十条の四の二第一項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の六の二第一項第二号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同条第四十七項中「第五十六項」を「第五十七項」に、「営農困難時貸付け（以下第五十七項までにおいて「営農困難時貸付け」という。）に」に改め、同条第五十三項中「第五十七項」を「第五十八項」に改め、同条第六十二項を同条第六十三項とし、同条第五十七項から第六十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五十六項中「第四十六項」の下に「及び第五十四項」を加え、「これらの規定」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十五項を同条第五十六項とし、同条第五十四項中「この条」を「第七十条の五」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十三項の次に次の一項を加える。

54　受贈者（猶予適用者に該当する者を除く。）が法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受けようとする場合には、営農困難時貸付けは、同項の規定の適用を受けようとする農地等について法第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。ただし、当該農地等が第四十六項各号に掲げる地域若しくは区域いずれにも在しない場合又は当該貸付けの申込みを行つた日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかつた場合（当該貸付けによるほか法第七十条の四第二十一項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行うことができるものとする。

（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）

第四十条の六の二　法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する猶予適用者（同条第九項に規定する旧法猶予適用者を含む。以下この条において「猶予適用者」という。）は、法第七十条の四の二第一項に規定する事項を記載した届出書に、財務省令で定める書類を添付し、これをその行つた同項に規定する特定貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）ごとに提出しなければならない。

2　法第七十条の四の二第三項に規定する貸付期限が到来した場合において、同条第一項の規定の適用を受ける猶予適用者は、同条第三項に規定する事項を記載した届出書に、財務省令で定める書類を添付し、これを新たに行つた特定貸付けごと又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分ごとに提出しなければならない。

3　法第七十条の四の二第四項の税務署長の承認を受けようとする猶予適用者は、同条第一項に規定する特定貸付農地等（以下この条において「特定貸付農地等」という。）について法第七十条の四の二第四項の規定の適用を受けようとする旨並びに同条第三項に規定する貸付期限から二月以内に新たな特定貸付けを行うことができない事情及び当該特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行う予定年月日その他財務省令で定める事項を記載した申請書に、財務省令で定める書類を添付し、これを当該貸付期限から二月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出があつた日から一月以内に、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。

5　第二項の規定は、法第七十条の四の二第四項の承認を受けた猶予適用者が同条第五項の届出書を提出しようとする場合について準用する。

6　法第七十条の四の二第六項の規定により提出する同条第一項の届出書、同条第三項の届出書若しくは同条第四項の承認の申請に係る書類又は同条第五項の届出書には、それぞれ第一項に規定する事項、第二項に規定する事項若しくは第三項に規定する事項又は前項において準用する第二項に規定する事項のほか、これらの書類を同条第一項に規定する期限、同条第三項に規定する期限若しくは同条第四項に規定する期限又は同条第五項に規定する期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、第一項の財務省令で定める書類、第二項の財務省令で定める書類若しくは第三項の財務省令で定める書類又は前項において準用する第二項の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

7　第二項から前項までの規定は、法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等に係る同条第八項に規定する耕作の放棄があつた場合において準用する。この場合において、同項中「第七十条の四の二第三項に規定する貸付期限が到来した場合」とあるのは「第七十条の四の二第八項に規定する耕作の放棄があつた場合」と、第三項中「同条第三項に規定する貸付期限」とあるのは「同条第八項に規定する耕作の放棄があつた日」と、「当該貸付期限」とあるのは「当該耕作の放棄があつた日」と読み替えるものとする。

8　法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が、法第七十条の四第二十六項の規定により提出する同項の届出書には、前条第五十八項に規定する事項のほか特定貸付農地等に係る特定貸付けに関する事項その他の財務省令で定める事項を記載しなければならない。

9　法第七十条の四の二第九項第一号又は第二号に掲げる受贈者が同条第十項の規定により法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合において、当該受贈者が有する租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文に規定する農地等のうちに法第七十条の四第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等があるときは、当該特定市街化区域農地等については同条第一項に規定する農地等とみなして、同条の規定を適用する。

10　次の各号に掲げる受贈者（当該各号に掲げる受贈者の区分に応じ当該各号に定める規定の適用を受けているものに限る。）が法第七十条の四の二第十項の規定により法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされた場合における同条第二十六項の規定の適用については、同項中「第一項の贈与税の申告書の提出期限」とあるのは「次条第一項の届出書を提出した日」と、「引き続いて同項」とあるのは「引き続いて第一項」とする。

一　法第七十条の四の二第九項第二号に掲げる受贈者　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十項の規定